

# 悪質商法を支えるクレジットはシャットアウト！

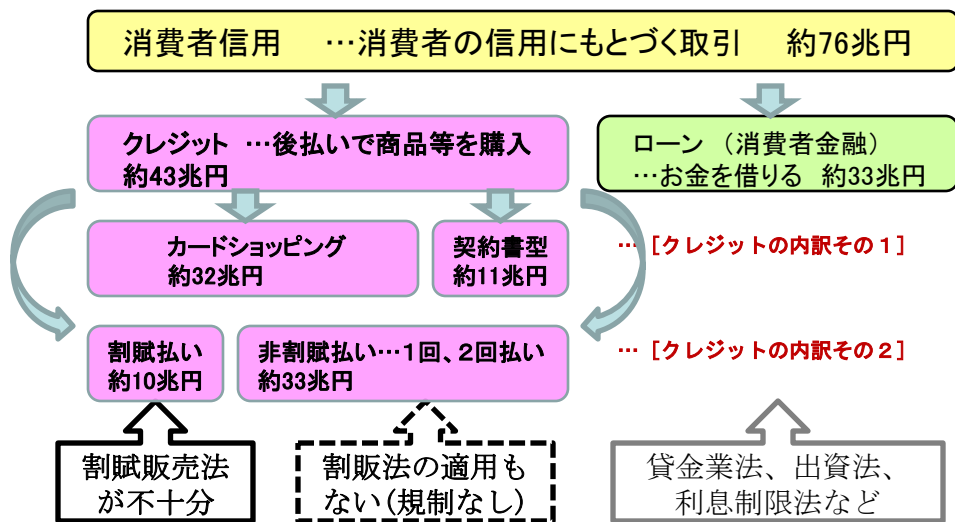
—安心して使えるクレジット制度への法改正を—

## Q. クレジットの市場と法規制は？

※信用供与額は、(社)日本クレジット産業協会による2005年の推計より

購入代金を直ちに支払わずに済むクレジットは、生活に便利な面を持ち、ローンよりも多く利用されています。

しかし、その法規制はとて不十分で、悪質商法に利用される被害が多発しています。



## Q. どんなクレジット被害があるの？

特に多いのは、次々販売などで支払いができないほど多額のクレジットを組ませる「過剰与信」と、リフォーム詐欺などの悪質商法にクレジットが使われる「悪質商法提携」です。

これらの被害は、カードではなく、購入の度に契約書を作る「契約書型クレジット」に集中しています。



例えば、埼玉県で一人暮らしの76歳の女性は、国民年金しか収入がなく生活保護も受けていましたが、複数の業者から訪問販売で必要のない布団などを次々と売り付けられ、合計で17件、1096万円ものクレジットを組まされました。

**日弁連は、クレジット被害をなくするために、割賦販売法の抜本的な改正を求めます。**



- ▶ 顧客の支払能力を超えるクレジット契約を禁止し、その判断基準を定める
- ▶ クレジット会社に対し、悪質商法のクレジット使用を防止する義務を課す
- ▶ 契約書型のクレジットについて、クレジット会社に対し、顧客が支払った金員の返還義務など販売業者との共同責任を定める
- ▶ 法律の規制対象に、1回払い・2回払いも含め、商品等の限定は廃止する
- ▶ 契約書型クレジットを扱う業者を登録制にするなど、必要な法規制をする